

令和 8 年 7 月 3 1 日開催

令 和 8 年

改選後第 2 回

函館市農業委員会総会

議 事 録

函館市農業委員会

令和8年改選後第2回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月31日（金） 開会 16：50 閉会 17：20

2 開催場所 函館市役所 8階大会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	5 番	八 戸 千 修
1 番	大 槻 幸 司	6 番	菅 原 秀 樹
2 番	山 田 美代子	7 番	近 江 政 夫
3 番	西 浦 克 彦	8 番	川 村 稔

以上8名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主任主事	日 向 彬
局次長	中 村 勇 人	主 事	小笠原 康 太
主 査	奥 野 秀 光		

以上5名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- 議案第4号 農地等の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について
- 議案第5号 函館市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について
- 議案第6号 函館市都市計画審議会役員の推薦について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

開会 16:50

議長（立蔵会長）

本日、欠席委員について、4番佐藤委員が欠席となっておりますのでお知らせいたします。

ただいまより、令和8年改選後第2回農業委員会総会を開会いたします。

まずはじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案6件、報告1件、計7件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、3番西浦委員、5番八戸委員、両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が8件あったことから、審議を求めるものでございます。

4ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は、661平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は4千114平方メートル、都市計画区域は、区域外でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、6ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は千91平方メートル、都市計画区域は、区域外でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は、2筆合計5千866平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日現地調査を行っております。

これらの土地は2筆とも、令和元年の利用状況調査の結果、同年12月19日付で非農地の判断を行いました。非農地通知書を紛失したとのことです。

現況証明願処理要領において、非農地通知書の紛失、再発行等に関する規定がないため、現況証明願の提出となっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、8ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は4千426平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。

番号6についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は、3筆合計4千660平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日現地調査を行っております。

土地の表示のうち、2段目と3段目の土地につきましては、平成28年の利用状況調査の結果、翌年3月23日付で非農地の判断を行いました。非農地通知書を紛失したとのことで、先ほどの番号4と同様、現況証明願の提出となっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、10ページをお開き願います。

番号7についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は281平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日に現地調査を行っております。

なお、こちらの土地につきましては、平成28年の利用状況調査の結果、翌年3月

23日付で非農地の判断を行いました。非農地通知書を紛失したとのことで先ほどの番号4と同様、現況証明願の提出となっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、11ページをお開き願います。

番号8についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は、2筆合計79平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、7月27日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」の現地調査結果ですが、この案件について、西浦委員、佐藤委員と私の3名と、事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は耕作によらず雑草が繁茂した雑種地状態でありました。

番号2について、申請地は耕作によらず雑草が繁茂し、木々が生い茂っている箇所があるなどの雑種地状態でありました。

番号3について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態でありました。

番号4について、申請地のうち782番62は、耕作によらず雑草が繁茂した、雑種地状態であり、782番111は、資材置き場・作業場等として使用されている雑種地状態でありました。

番号5について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂した、雑種地状態でありました。

番号6について、申請地のうち62番1は、通路として使用されている雑種地状態であり、62番68、69の2筆は、資材置き場として使用されている雑種地状態でありました。

番号7について、申請地は資材置き場として使用されている雑種地状態でありました。

番号8について、申請地のうち83番1は、一部が通路として使用されているほか木々が育成した雑種地状態であり、83番3は河川の一部となっており、灌木類が育

成した原野状態でありました。

以上、議案第 1 号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の 1 2 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第 3 条第 1 項の規定により、1 件の所有権移転および 1 件の賃借権設定の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

議案書の 1 3 ページをお開き願います。

番号 1 についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は千 9 8 3 平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、1 4 ページが調査書となっております。

続きまして、1 5 ページをお開き願います。

番号 2 についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は 2 筆、うち 1 筆は一部で、合計 8 千 6 9 9 平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、16ページが調査書となっております。
以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1および番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について、農地の所有権および賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の１７ページをお開き願います。

議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第４条の規定により、１件の農地転用許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

１８ページをお開き願います。

番号１についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は１筆５０５平方メートルのうち、３９９．９６平方メートル、農地区分は第２種農地であり、函館市地域計画の区域外となっております。

計画内容は、農家住宅の建設で、転用理由は、申請者は現在、厚沢部町と函館市の２地域で耕作を行っていますが、函館市内における自作地での農作業を効率化するため、農家住宅を建設するものです。

また、耕作地周辺には住宅建設に適した非農地の土地がなく、やむを得ず当該農地を選定しました。

なお、このページの下段が箇所図、１９ページ、２０ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、５番八戸委員から、ご報告願います。

５番（八戸委員）

議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請に係る意見について」番号１に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号１について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

当該地については、市で策定している「函館市地域計画」における除外手続きを済ませていること、また「函館農業振興地域整備計画」における農用地区域外であり、

ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断しました。

以上、議案第3号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の21ページをお開き願います。

議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」をご説明申し上げます。

本件は、改選後第1回の総会において、当該指針の素案について決定し、本日の農業委員・推進委員合同会議にて、推進委員の意見を聴取した結果、意見等がなかったことから、別紙のとおり決定するため、審議を求めるものでございます。

なお、22ページから27ページまでが指針（案）となっております。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第6，議案第5号「函館市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の28ページをお開き願います。

議案第5号「函館市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について」をご説明申し上げます。

本件は、本日の農業委員・推進委員合同会議にて、推進委員の意見を聴取した結果意見等がなかったことから、29ページの回答（案）のとおり決定するため、審議を求めるものでございます。

なお、30ページが推薦依頼文となっております。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「函館市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、佐藤農業委員、菅原農業委員、金澤推進委員の3名を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定することといたします。

次に、日程第7、議案第6号「函館市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の31ページをお開き願います。

議案第6号「函館市都市計画審議会委員の推薦について」をご説明申し上げます。

本件は、本日の農業委員・推進委員合同会議にて、推進委員の意見を聴取した結果意見等がなかったことから、32ページの回答（案）のとおり決定するため、審議を求めるものでございます。

なお、33ページが推薦依頼文となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「函館市都市計画審議会委員の推薦について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第8、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の３４ページをお開き願います。

報告第１号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が５件あったことから「函館市農業委員会規程」第２３条第１項第４号の規定により専決処分を行ったもので、同条第２項の規定により、報告するものでございます。

３５ページをお開き願います。

このページの番号１から３９ページの番号５まで、市街化区域３件、市街化調整区域１件および区域外１件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、５件すべて農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、３点お話がございます。

１点目ですが、私の会議出席報告でございます。

改選前の総会で事務局からも報告がありましたが、６月１日に北海道選出国會議員要請集会、翌２日に令和８年度全国農業委員会会長大会がともに東京都で行われ、私と事務局次長が参加してまいりました。

要請集会では、地域計画の推進、新たな水田政策における支援のあり方、食料安全保障の重要性、また、資材・エネルギー価格高騰への対策など、北海道農業が直面する喫緊の課題について要望を行いました。

６月２日の向山淳代議士との意見交換では、消費税減税に対する農業者への対応、渡島地方の各会長から散在する農地の集約の難しさや、大規模農家のみを対象としない支援制度の構築、後継者不足の解消などを訴えました。

これに対し、代議士からは、消費税減税対応に関する情報提供、中山間地域や小規模経営を含めた新たな政策検討と、予算獲得に向けた取り組みについて説明がありました。

その後参加した全国農業委員会会長大会を通じて、担い手不足やコスト増など、全国の農業者が共通の悩みを抱えていることを再確認しました。

今後も、組織として継続的に声を上げ続けることの重要性を認識しました。

消費税に関しては、来年から１％になるという話がありましたが、農業者はほとんどが免税事業者や簡易課税事業者であるため、消費税が入らないとその分減収となるということを訴えてまいりました。

また、６月２５日に北海道農業会議第１０１回総会が札幌市で行われ、私と事務局次長が参加してまいりました。

総会では、役員改選および令和７年度事業報告並びに収支決算を内容とした議案について審議のうえ、原案どおり承認されました。

渡島地方連からは、木古内町の森永会長が理事に、北斗市の澤田会長が監事に選任されました。

今年は、全道１７０の農業委員会の内、約１５０が改選期を迎えることから、８月に改めて臨時総会が開催されることとなります。

２点目ですが、今回の総会は、令和８年８月２７日木曜日午後２時から市役所８階第２会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は、既に過ぎておりますが、令和８年７月２９日水曜日、農地法関連は、令和８年８月５日水曜日となっております。

３点目ですが、次回総会の現地調査日は、令和８年８月２０日木曜日午後１時からとなります。

それでは、８月の現地調査委員を指名いたします。

１番大槻委員、６番菅原委員、７番近江委員、以上３名を指名いたします。

３名の方は、午後１時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 １７：２０

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議 長 立 藏 義 春

署 名 委 員 西 浦 克 彦

署 名 委 員 八 戸 千 修